

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加
お待ちしています!

埼玉県社会保障推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
三郷市社会保障推進協議会
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.18

2011年5月2日発行



4月20日裁判終了後 浦和駅西口宣伝

原告代理人が、聞き出そうとしたポイントは、「生活保護行政の

三郷市証人尋問
ポイント

裁判は、4月20日午後13時30分から始まり、傍聴者48名の参加でした。今回、3人の証人は、原告が生活保護申請に福祉課を訪ねた05年2月から保護受給後2ヶ月で三郷市を追い出した06年8月までの当時の課長です。

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、13回の口頭弁論・5回の証人尋問が行われています。

4月20日の第18回は、原告が生活に困り福祉課に足を運んだ2005年2月当時から、申請を受理した2006年6月、受理2ヶ月後には、他市に転居させた当時の課長3名の証人尋問が行われました。

次回、6月22日は、原告と被告双方の今後の証人採用について意見書を判断し、尋問日程が判断されます。次回傍聴をお願いします。

課長職に就くものとして、申請権侵害が起きぬよう、部下の管理監督をおこない、適正な保護行政を推進していくか。また、申請受理後においても、適切な判断指導を行っていたか。」でした。

一人目証人

04年4月から福祉課長になり、05年2月、3月と原告が福祉課に申請していた当時の課長。

預貯金なし、収入は長男の7万円のみであつたが、現金があると思ふ。要保護性はないこみ、要保護性はないことと判断していたことが浮き彫りに。

原告弁護士の質問 2月1日の時点では生活できていると思う。

証人 そうだと思います。
裁判官の質問 車を手放せない事情があつたことは知っていたか。

証人はい。

記録には預貯金なしとある。

証人 収入あると書いてある。

原告弁護士の質問 収入がいくらか聞く必要はなかつたか。

証人 聞いていない、そこまで突き詰めて考えなかつた。

裁判官の質問 3月22日

の記録は、収入は長男の7万円しかないと、ローンを払つては明らかで、預貯金はないことはわかつてゐるが、それでも要保護性はないのか。

証人 車を持っていることと、ローンを払つては明らかで、預貯金はないことはわかつてゐるが、それでも要保護性はないのか。

原告弁護士の質問 面接

第十九回口頭弁論裁判

日時：2011年6月11日（水）

傍聴の抽選は、午後一時です。

*弁護団報告会が裁判終了後

二人目証人



4月20日裁判終了後 浦和駅西口宣伝

05年4月から、一年間の福祉課長で生活保護行政に関わった経験はない課長。05年11月の相談記録に記載されている「05年9月の破産、8ヶ月の家賃滞納」などの生活状況に関する質問には、ほとんど長い沈黙のあと「わかりません」と答え、「申請の意思がなかった」ということは即応しています。

原告弁護士の質問過去のことは覚えていないなら、今現在のことぐらいは答えてください。
証人わかりません。

原告弁護士の質問今、現在は大変だと思わないか。
証人わかりません。

原告弁護士の質問申請の確認したかどうか
証人ともわからないのではなかつた。

原告弁護士の質問申請の確認したかどうか
証人ともわからないのではなかつた。

年9月自己破産し、8ヶ月家賃滞納しているとあるのを読んで生活困っていると思わないか。

原告弁護士の質問記録を見て、要保護性があると思うか。
証人わからないのか。

原告弁護士の質問記録を見てどうか。
証人厳しいかなと思う。

原告弁護士の質問生活保護をかけるべきだと協議しているので、適切に行われていると考えている。
証人だつたのか。

原告弁護士の質問部内での相談で生活保護開始相談するには、その日の記録だけか。
証人多いかとは思う。

三人目証人

三人目証人

原告弁護士の質問見るのはその日の記録だけか。
証人指導ということではなく、多くのケースワーカーの協議により対応になつていて、記録に違和感を感じたことはない。

原告弁護士の質問見るのはその日の記録だけか。
証人そのままだ。

原告弁護士の質問既に指導されているということ。
証人だつたのか。

原告弁護士の質問既に指導されているということ。
証人だつたのか。

原告弁護士の質問記録を見てどうか。
証人わからないのか。

原告弁護士の質問生活保護をかけるべきだと協議しているので。
証人だつたのか。

原告弁護士の質問部内での相談で生活保護開始相談するには、その日の記録だけか。
証人多いかとは思う。

原告弁護士の質問面接記録の内容が不適切な場合の指導はしていたか。
証人説明を求めたことはあまり記憶がない。
原告弁護士の質問課長として、全く指導する必要がない完璧な内容

原告弁護士の質問面接記録の内容が不適切な場合の指導はしていたか。
証人カーチェックが協議して行つており、適切に対応しています。判断を要する対応は、「ケースワー

06年4月から福祉課長で、福祉部門の仕事は初めて。この課長のときの06年5月面談、8月世帯分離と原告妻と子の保護打ち切りが行われています。判断を要す

原告弁護士の質問見るのはその日の記録だけか。
証人そのままだ。

原告弁護士の質問見るのはその日の記録だけか。
証人そのままだ。

原告弁護士の質問見るのはその日の記録だけか。
証人そのままだ。

原告弁護士の質問記録を見てどうか。
証人わからないのか。

原告弁護士の質問記録を見てどうか。
証人わからないのか。

原告弁護士の質問生活保護をかけるべきだと協議しているので。
証人だつたのか。

原告弁護士の質問部内での相談で生活保護開始相談するには、その日の記録だけか。
証人多いかとは思う。

原告弁護士の質問医療費委任払いを受けているが食事費を滞納、家賃滞納、原告は就労しておらず、収入は長男の8~10万円とあるが、生活保護が必要とは思わなかつたのか。
証人当時のことは覚え

原告弁護士の質問相談記録から読み取るのは難しい。
裁判官の質問一年間に3、4回も相談に来るることは珍しくないのか。
証人平成18年の一年間だけなのでわからない。

原告弁護士の質問相談記録に、生活保護6月21日申請、弁護士同席でやつと受理。今回の申請もやつとの思いで行った」とあるが、5月1日には相談者のそうした気持ちはくみ取れなかつたのか。

原告弁護士の質問相談記録に、生活保護6月21日申請、弁護士同席でやつと受理。今回の申請もやつとの思いで行った」とあるが、5月1日には相談者のそうした気持ちはくみ取れなかつたのか。

原告弁護士の質問相談記録に、生活保護6月21日申請、弁護士同席でやつと受理。今回の申請もやつとの思いで行った」とあるが、5月1日には相談者のそうした気持ちはくみ取れなかつたのか。

原告弁護士の質問相談記録に、生活保護6月21日申請、弁護士同席でやつと受理。今回の申請もやつとの思いで行った」とあるが、5月1日には相談者のそうした気持ちはくみ取れなかつたのか。

原告弁護士の質問相談記録に、生活保護6月21日申請、弁護士同席でやつと受理。今回の申請もやつとの思いで行った」とあるが、5月1日には相談者のそうした気持ちはくみ取れなかつたのか。

原告弁護士の質問相談記録に、生活保護6月21日申請、弁護士同席でやつと受理。今回の申請もやつとの思いで行った」とあるが、5月1日には相談者のそうした気持ちはくみ取れなかつたのか。

原告弁護士の質問相談記録に、生活保護6月21日申請、弁護士同席でやつと受理。今回の申請もやつとの思いで行った」とあるが、5月1日には相談者のそうした気持ちはくみ取れなかつたのか。

後書 三郷市では、原告が福祉課に通った約1年半の間に3人の課長が務めていました。それぞれの課長が1年ほどしかその役職に就いておらず、経験に関係なく着任していることが推察されます。課長が自分よりも経験と専門知識を持っている部下を適切に管理監督できていたか、疑われるものです。

お願ひ 平成17年から18年頃、原告と同じように三郷市福祉課に何度も行つても保護申請をさせてもらえたかった経験を弁護団にお話しして、裁判に協力していただけの方は、以下の連絡先までご連絡下さい。TEL048-838-0771（支援する会・舟橋）